

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国子会社清算時の労務リスク－障害者就業保障金と未払給与保障金

人件費高騰、景気減速などの影響を受け、中国子会社の清算を決断する企業が増えています。清算する際の労務リスクとしては、経済補償金と社会保険料の過少納付による追加納付がよく知られておりますが、いくつかあまり知られていないものもあります。今回は、障害者就業保障金と未払給与保障金について紹介します。

1. 障害者就業保障金

中国「障害者保障法」及び「障害者就業条例」の実施により、企業がその規模に応じて一定比率の障害者を雇用しない場合、社会保険部門に障害者就業保障金を納付しなければなりません。

障害者就業保障金は、下記の計算式により算定されます。

障害者就業補償金＝(昨年度在職従業員総数×一定比率※－昨年度の障害者実際雇用人数)×昨年度従業員平均年収

※「障害者就業保障金徴収使用管理弁法」の規定によると、当該比率は1.5%を下回ることができません。なお、各地域の政府は具体的な比率を規定しています。

地域	比率
上海	1.6%
北京	1.7%
広州	1.5%

なお、障害者就業保障金を滞納した場合、財政部門は納付期限を定めて納付を命じます。期限内に納付しない場合、保障金の納付以外に、未納日より一日当たり0.5%の滞納金が課されます。

2015年以降は、従業員数が20人以下の小型企業に対して免除優遇制度が設けられています。

2. 未払給与保障金

シンセン、上海のような一部の地域においては、企業が従業員に本来支給すべき給与又は退職補償金を支給しなかった場合、政府が企業に代わって従業員に給与等を支給し、その後企業に対して求償を行う制度が設けられています。この制度を維持するために、社会保険部門は未払給与保証金を徴収します。

未払給与保証金の保障対象及び支給条件は以下の通りです。

保障対象	支給条件
① 期限通り支給していない給与 ② 過少納付となっている社会保険料	① 企業が業務停止・倒産等の事情により清算手続きに入っており、残存財産が給与又は社会保険料の納付・支給に不足する場合。 ② 企業法人代表（経営者）の行方不明により企業が経営停止となり、①の状態になる場合。

未払給与保証金は、定額で現地最低月給の金額で年一回納付します。

なお、上海において未払給与保障金を滞納する場合、社会保険部門は納付期限を定めて納付を命じます。期限内に納付しない場合、保障金の納付以外に、未納日より一日当たり0.2%の滞納金が課され、且つ、1千元から3千元までの罰金も科されます。

お見逃しなく！

1、2の保障金は、各地域の前年度現地平均給与又は最低賃金を基礎として計算されております。